

佐賀県後期高齢者医療保険料ケース別一覧表

○平成20年度および平成21年度の保険料
(2年単位で見直しがあります)

佐賀県内の保険料率
均等割額 47,400円
所得割率 8.8%
保険料の限度額 1人あたり50万円

ケース①	均等割額	所得割額	保険料
佐賀県内平均年金受給額 107万円	14,200円 7割減額	なし	14,200円/年 (1月あたり約1,200円)
ケース②	均等割額	所得割額	保険料
基礎年金受給者 基礎年金 79万円	14,200円 7割減額	なし	14,200円/年 (1月あたり約1,200円)
ケース③	均等割額	所得割額	保険料
厚生年金の全国平均の 年金額の受給者 厚生年金 201万円	37,900円 2割減額	42,200円	80,100円/年 (1月あたり約6,700円)
ケース④	均等割額	所得割額	保険料
厚生年金 208万円	47,400円	48,400円	95,800円/年 (1月あたり約8,000円)
ケース⑤	均等割額	所得割額	保険料
自営業の子と同居するもの (子が世帯主の場合) 子：営業所得 400万円 本人：公的年金収入 79万円	47,400円	なし	47,400円/年 (1月あたり約4,000円)
ケース⑥	均等割額	所得割額	保険料
自営業の子と同居するもの (本人が世帯主の場合) 子：営業所得 400万円 本人：公的年金収入 79万円	14,200円 7割減額	なし	14,200円/年 (1月あたり約1,200円)
ケース⑦	均等割額	所得割額	保険料
会社員の子と同居するもの 子が世帯主で本人は被用者 保険の被扶養者の場合 子：年収 400万円 本人：公的年金収入 79万円	※平成20年度 2,300円 (95%の減額)	なし	2,300円/年 1月あたり約400円、 納付期間については6ヵ月間
	※平成21年度 23,700円 (5割の減額)		23,700円/年 (1月あたり約2,000円)
※被用者保険の被扶養者であった方については、激変緩和措置として、資格を取得したときから2年間は所得割額は徴収せず均等割額が5割減額されます。ただし平成20年度については特別対策により、本来の均等割額の20分の1(95%の減額)となり、平成20年10月以降に賦課・徴収されます。なお、3年目以降は本来の所得割額と均等割額になります。			

■問い合わせ

国保税に関すること

市民生活課 国保年金係
佐賀県後期高齢者医療広域連合
税務課 課税係

☎ 75-6116
☎ 64-8476
☎ 75-2126

後期高齢者医療保険について

① 佐賀県後期高齢者医療保険料が
決まりました

4月1日からスタートする後期高齢者医療の保険料率が決まりました。後期高齢者とは、75歳以上すべての方、または65歳以上で一定の障がいがあり認定を受けた方（現在の老人保健で認定されている方、4月以降は、佐賀県後期高齢者医療広域連合が認定した方）をいいます。後期高齢者全員が加入する医療保険を後期高齢者医療保険といいます。

保険料は、佐賀県内どの市町に住んでいても同じ保険料率となります。保険料は個人ごとにかかり、全員が負担する均等割と所得に応じて負担する所得割の合計額です。

均等割については、同一世帯内の後期高齢者と世帯主の所得の合計額に応じて、次のような減額措置があります。

所得金額が次の金額以下の世帯	減額割合
33万円	7割
33万円+24万5千円×世帯に属する後期高齢者数 (後期高齢者が世帯主の場合、数は数から1を引きます)	5割
33万円+35万円×世帯に属する後期高齢者数	2割

② 4月から後期高齢者医療保険料および国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）が始まります

特別徴収の対象となる方

■ 後期高齢者医療保険料の場合

次の条件をすべて満たす場合は、保険料は年金からの特別徴収となります。それ以外の人は、納付書または口座振替による納付となります。

- 国保から後期高齢者医療保険に移る人
- 年額18万円以上の年金を受給している場合
- 介護保険料の特別徴収（年金天引き）対象者で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合

■ 国民健康保険税の場合

次の条件をすべて満たす場合、国保税は国保世帯主の年金からの特別徴収となります。それ以外の方は、いままでどおりの納付となります。

- 世帯主が国保に加入しており、世帯の国保加入者が全員65歳から74歳である場合
- 国保世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合
- 国保世帯主が介護保険料の特別徴収（年金天引き）対象者で、国保世帯主の介護保険料と国保税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合

特別徴収について

偶数月（4、6、8、10、12、2月）に支払われる年金から、後期高齢者医療保険料および国民健康保険税があらかじめ差し引かれることとなります。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			決定後の保険料による徴収		

・前年の所得が確定するまでは、暫定的に算定された保険料（税）を納めます。

・前年の所得が確定後、決定した保険料（税）から仮徴収額を差し引いた額を納めます。

③ 障がい認定にかかる方の申請撤回の申し出について

現在、65歳から74歳までの障がい認定を受けて老人医療受給者になっている方は、4月から始まる後期高齢者医療保険の被保険者になりますが、申し出をすれば、後期高齢者医療の被保険者からはずれることができます。

このような65歳から74歳までの障がい認定で老人医療受給者になられている方には、2月上旬に撤回申し出のご案内をすでに送付していますので、障がい認定にかかる申請の撤回を希望される方は申し出書の提出をお願いします。

■ 申し出期限・提出先

3月末日
市民生活課 国保年金係

※この期限後も撤回申し出はできませんが、4月1日以降は被保険者期間を遡って撤回することができないために保険料が発生する場合がありますのでご注意ください。

④ 被保険者証等の

送付先変更について

後期高齢者医療被保険者証は、住民登録されている住所へ郵送することになっています。送付先の変更の必要がある方は次により、「送付先変更届出書」の提出をお願いします。

■ 送付先変更届出に必要なもの

- 代理人が手続きに来庁される場合
- ① 写真入り身分証明書（施設等職員の方は写真入り職員証）
- ② 委任状 ③ 認め印
- ④ 変更先住所が確認できる書類（郵便物など）
- 本人が来庁される場合
- ① 健康保険証 ② 老人医療受給者証
- ③ 認め印 ④ 変更先住所が確認できる書類（郵便物など）

■ 変更届出提出先

市民生活課 国保年金係